

組合員各位

三芳町観光産業課長
(公印省略)

令和5年度三芳町農業振興補助金申請について

標記の件につきまして、下記のとおり、変更がございます。ご承知おきのうえ、ご対応をお願いします。

記

【変更1】

令和5年5月の農家組合回覧にて、「国が実施している肥料価格高騰対策事業(春肥分)で申請した肥料等は農業振興補助事業(有機肥料ブレンド材等への補助)としては申請できない」とお伝えしておりましたが、埼玉県肥料価格高騰対策協議会に確認したところ、「申請(受給)できる」と回答がありました。つきましては、今年度は、令和3年度以前と同様に有機肥料ブレンド材等への補助につきましても、令和5年1月1日から令和5年12月31日の1年間の購入分を補助対象とします。

※有機肥料ブレンド材補助対象は、1月の農家組合回覧の補助対象表をご確認ください。

※なお、町の補助(有機肥料ブレンド材)は、化成肥料等は対象外となりますのでご注意ください。

※参考(国の肥料価格高騰対策事業(春肥分)について) ↓

補助対象 令和4年11月から令和5年5月までに注文(購入)した肥料登録のある肥料

申請期間 令和5年4月3日から令和5年6月30日まで

【変更2】

当補助事業(畑作土壌改良事業・特別栽培推進事業・生分解性マルチフィルム推進事業・農業資材適正処理事業)においては、申請時の領収証の添付を不要とすることを目的に、農協はじめ一部肥料販売店より購入履歴等情報の提供を受けています。

しかしながら、近年の個人情報の取扱いの厳格化のため、個人情報の提供については申請者個人の同意が必要となります。

つきましては、肥料販売店(JA いるま野(口座振替)、山田採種場、清水商事、むさしの有機、鈴兼米穀、種七農芸園に限る)からの購入分で領収証を添付しない方につきましては、別紙「個人情報の取扱いについて」同意のうえ、『日付』、『住所』、『氏名』を記入して提出してください。

同意書の提出がない場合は、領収証の添付が必要となりますので、ご注意ください。

皆様にはお手数おかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※各補助事業内容については、別紙をご覧ください。

【「個人情報の取扱いについて」同意書の提出方法】

- ①令和5年12月22日付農家組合回覧にて、各農家様あてに送付
- ②令和6年1月10日(水)頃に、班長がまとめて各農家組合長に提出
- ③令和6年1月12日(金)までに、各農家組合長より町観光産業課に提出

問合せ先:三芳町役場観光産業課・農業振興担当(049-258-0019 内線212)

令和5年度 畑作土壌改良事業補助金の概要

三芳町では、土壌の質向上及び高品質野菜の収量アップを進め農業経営の安定を図るため、畑作土壌改良剤を購入した人に事業費の一部として補助金を交付し、農家負担の軽減を図っています。

つきましては、今年度の補助金申請をするにあたって、別紙の畑作土壌改良剤購入状況調査表【記入例】の注意事項をよくお読みになり、別紙畑作土壌改良剤購入状況調査表に記入し領収証を添えて提出していただきますようお願いいたします。

- 1 令和5年度の総補助金額は、6,000,000円となっています。
補助額＝個人の購入金額×補助率
(補助率は、予算額を全体の購入金額で割って算出します。)
- 2 領収証を添付していただきますが、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に購入されたものが対象となります。
なお提出された領収証は返却しませんので、他に使用される方は領収証の写し(コピー)を添付してください。
ただし、農協(口座振替で支払い)及び山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園より購入された方(個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る)は、領収証の添付は必要ありません。

※農協より現金で購入された場合は、領収証の添付は必要です。

※農協で口座振替にて購入した分は、購入日ではなく口座引き落とし日が令和5年1月1日から令和5年12月31日のものが対象になります。
- 3 決定しました補助金は、振込にて支払われますが、農協口座を有する人の氏名で申請してください。なお家族で複数の方が購入された場合は、申請人を統一していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】三芳町観光産業課 農業振興担当
電話(258)0019 内線212

令和5年度 特別栽培（有機）推進事業の概要

三芳町では、減農薬・減化学肥料農業を推進し、緑肥作物、有機肥料製造ブレンド材の導入による地力増進、害虫駆除器導入による適期防除、景観作物導入による風食対策を講じます。

そこで、「緑肥」・「フェロモントラップ」・「景観作物」・「有機肥料ブレンド材」を購入した人に事業費の一部として補助金を交付し、農家負担の軽減を図っていきたく存じます。

※ 令和5年度の総補助金額は、8,000,000円となっています。

補助額＝個人の購入金額×補助率

（補助率は、予算額を全体の購入金額で割って算出します。）

1 補助対象

- ※ 緑肥補助対象は、小麦類・エン麦類・ライ麦類・ソルゴー類・その他（アフリカントール・ソイルグリーン・ハリーベッチなど）
- ※ フェロモン・トラップ補助対象は、ハモンヨウ用・ドゥカネグイ用など
- ※ 景観作物補助対象は、菜の花・ヒマワリ・コスモス・ポピー等
- ※ 有機肥料ブレンド材補助対象は、肥料取締法に基づき、分類される肥料の種類。※対象の肥料の書類は別紙のとおり

2 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に購入されたものが対象となります。

なお提出された領収書は返却しませんので、他に使用される方は領収証の写し（コピー）を添付してください。

ただし、農協（口座振替で支払い）及び山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園より購入された方（個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る）は、領収証の添付は必要ありません。

※農協より現金で購入された場合は、領収証の添付が必要です。

※農協で口座振替にて購入した分は、購入日ではなく口座引き落とし日が令和5年1月1日から令和5年12月31日のものが対象になります。

3 決定しました補助金は、振込にて支払われますが、農協口座を有する人の氏名で申請してください。なお家族で複数の方が購入された場合は、申請人を統一していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】三芳町観光産業課 農業振興担当

電話番号（258）0019 内線212

令和5年度 生分解性フィルム推進事業の概要

現在、使用している農ビ・農ポリフィルムはゴミ処理における環境問題や片づけ作業時の労働コスト高を生じさせています。ゴミ処理の解消、労働コストの削減、生産性向上と省力化が期待できるため、三芳町では農業資材「生分解性マルチフィルム」の活用推進を図るため、購入費の一部を補助します。

- 1 令和5年度の総補助金額は350,000円となっています。
- 2 補助額＝個人の購入金額×補助率
(補助率は、予算額を全体の購入金額で割って算出します。)
- 3 令和5年1月1日～令和5年12月31日までの間に購入されたものが対象となります。
なお提出された領収書は返却しませんので、他に使用される方は領収証の写し(コピー)を添付してください。
ただし、農協(口座振替で支払い)及び山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園より購入された方(個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る)は、領収証の添付は必要ありません。

※農協より現金で購入された場合は、領収証の添付は必要です。

※農協で口座振替にて購入した分は、購入日ではなく口座引き落とし日が令和5年1月1日から令和5年12月31日のものが対象になります。
- 4 決定しました補助金は、振込にて支払われますが、農協口座を有する人の氏名で申請してください。なお家族で複数の方が購入された場合は、申請人を統一していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】三芳町観光産業課 農業振興担当

電話 258-0019 内線212

令和5年度 農業資材適正処理推進事業補助金の概要

現在、プラスチック被覆資材等を利用した栽培の増加に伴い、毎年多量の使用済みプラスチックが排出されています。しかし、環境問題等から処分方法が見直され、有料で処分しなければならなくなり、農家負担が大きくなっています。

この補助金は、処分に要する費用の一部を補助金として交付し、農家負担の軽減を図る制度です。

令和5年度は下記の回収を対象といたしますのでご活用下さい。

なお、不明な点につきましては、観光産業課または、いるま野農協第2営農販売センターまでお問い合わせください。

記

- ① 令和5年度の予算額は800,000円です。

補助額＝個人の処理金額×補助率

(補助率は、予算額を全体の処理金額で割って算出します。)

- ② 対象物は、廃ポリ（肥料ポリ袋・ポリエチレンフィルム・農PO・農サクビ）と廃ビニール（塩化ビニール）の2種類です。
- ③ 回収場所は、いるま野農協東部第1共販センター及び第2共販センターです。

- ③ 回収実施予定は、下記のとおりです。

廃ポリ	令和5年7月、10月
	令和6年2月
廃ビニール	令和5年10月

- ⑤ いるま野農協での回収の方（個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る）は、申請した内容が、直接いるま野農協より役場へ情報があがりますので、特別な手続きは必要ありません。

- ⑥ いるま野農協での回収の方（個人情報取扱いについて同意書を提出されない方）及びいるま野農協以外の産廃業者に処分をお願いした場合は、その領収証を三芳町観光産業課までご提出ください。

〔補助金についての問い合わせ〕 三芳町観光産業課

電話：258-0019(内線212)

〔回収についての問い合わせ〕

いるま野農協 第2営農販売センター

電話：274-1466